

2020年4月8日

新型コロナウイルスに関する特別措置について

東日本少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。
弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆様からのお問い合わせ、ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

=特別措置のご案内=

新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者の皆様を対象に、継続契約の締結手続きならびに、保険料のお支払いにつきまして一定の猶予期間を設ける特別措置を実施致します。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

■お客様問い合わせフリーダイヤル：0120-062-588（平日9:30～17:30）
（土・日・祝日・年末年始休日を除く）

対象地域	特別措置猶予期限
地域の限定はありません	2020年5月31日

以上